

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第2回宮城県岩沼警察署協議会
開 催 日 時	令和7年6月24日（火） 午後1時15分から 午後2時35分まで
開 催 場 所	宮城県岩沼警察署仮庁舎 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 出席委員～千葉玲子会長、木村將昭副会長、板橋肇子委員、 小野寿昭委員、高橋佳代子委員、引地信佳委員、 太田朋子委員、小林薫委員 2 警察署側 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

議 事 概 要

1 開会

協議会委員 9 名中 8 名の出席により、本協議会の成立を確認。

2 報告事項等

管内の治安情勢等について

署長から、令和 7 年 5 月 31 日現在における刑法犯認知件数、特殊詐欺発生状況及び交通事故発生状況について管内の治安情勢の説明がなされた。

《委員からの質問なし》

3 協議事項等

犯罪被害者等支援について

警務課長から、警察による犯罪被害者等支援、当署の被害者支援対象事案の発生状況及び支援状況、犯罪被害者への県民の理解の増進と配慮・協力の確保の推進について説明がなされた。

委 員： 届出から裁判に至るケースがどのくらいあるのか。

警務課長： 統計資料はないので分からないが、被害の届出を受けた際に相手を訴えるかということを確認すると全員が訴えたいと申し出ている状況ではないのが現状である。

委 員： 昨年「犯罪被害者等支援弁護士制度」が創設され、事件直後から弁護士による継続的かつ包括的支援が受けられるようになり、諸々の手続き等に伴う被害者の精神的、身体的負担が軽減されることは大きな前進である。

警務課長： 昨年 4 月に衆院本会議で可決・成立し、生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられる制度である。法テラスにこの制度の窓口を設置し、弁護士が捜査機関や裁判所、行政機関への付き添いも行うというもので、犯罪被害者の精神的、身体的負担が大きく軽減されることが期待されるので、警察署としてもより一層きめ細やかな被害者支援業務を推進したい。

委 員： この制度は、詐欺事件には該当しないのか。

警務課長： 現時点で、生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めるとされているので、該当しないと思われる。

委 員： 犯罪被害者とならないように家族や集まり等で話題にしているが、被害に遭われた方への支援を地域住民としてどのようにできるのかご指導頂きたい。

警務課長： 被害者支援を特別なことと考えず、できることを考えてみましょうとアドバイスしている。被害者が

議 事 概 要

平穏な日常を取り戻すためにできるお手伝いであるので、もしも御自身が被害者の立場になったとき、どうして欲しいか等考え、自分にできることをしていただきたい。警察だけでは支援はできないので、地域全体で連携して被害者を支えていくことが大切で、できることをできる方が連携して、被害者支援を始めていただきたい。

委 員： 精神的な面が拭えず、傾聴するだけでいいのかと思っていたが、相談窓口を教えて貰えて良かった。

委 員： 犯罪被害は被害者の心に深い傷を残すが、安心して相談できる窓口や支援制度の存在をPRすべきであり、地域のお世話をされている民生委員や自治会役員等向けの研修会を開催し、学ぶ機会を設けて頂きたい。

警務課長： 警察では、各種活動を通じて、被害者支援に関する窓口や支援制度を広報しており、今後とも、あらゆる警察活動を通じて、広報活動を実施する。

また、研修会について、当署では、「名取・岩沼地区被害者支援連絡協議会」を設置し、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進している。管内の自治体職員や、社会福祉協議会、病院関係者等が会員となっており、犯罪被害者等の講話等、研修活動も行っている。要望があれば、警察職員による研修も実施できるので、連携を図って対応したい。

委 員： 民生委員の活動に役立つ情報が分かり良かった。

委 員： 被害者の心に寄り添った支援が必要で、金銭的な補助に対してはクラウドファンディングや国家予算での被害者の生活再建のための支援が大切であり、被害者の心の傷が癒やされるまで長期間の支援が求められることから、粘り強い、丁寧な支援を望む。

警務課長： 県警では、犯罪被害者等に対する医療費、カウンセリング費用等を公費で負担する制度があり、国では、犯罪被害給付制度という制度がある。クラウドファンディングについても、効果的な取組となる場合があると思うので、被害者支援を主管している宮城県警察犯罪被害者支援室とも情報共有したい。

4 意見・要望等

(1) 外国人に関する意見等について

委 員： 管内に若い外国人が居住しているが、文化の違い等により地元住民との間で問題が発生しているか。また、留意すべき点があれば教示願いたい。

警備課長： 管内に居住する外国人が、地元住民の方との間で問題が発生している話は把握していない。

議 事 概 要

外国人は、生活習慣の相違等から、地域住民の方々とコミュニケーションが希薄になりやすいため、地域に関する情報を得がたい状況である。日本のルールが分からない場合もあるので教示・注意等が必要な場合には警察署へ連絡して欲しい。

(2) 交通に関する意見等について

委 員： 高速道路の逆走事故について、万が一逆走してしまった時の対処要領や逆走車両に遭遇した場合の対処要領を周知して頂きたい。

交通課長： 逆走したことに気付いた場合、車の向きはそのままにしてハザードランプを点灯させ、逆走車の存在を他車へ知らせる措置を講じながら近くの安全な場所に停車させる。このとき、同乗者を含めた全員が車両から降りて、ガードレールの外側となる道路外等に避難して110番等通報していただきたい。危険なので絶対に車に近寄らないで欲しい。

逆走車に遭遇した場合は、速度を落とし、前を走る車と十分な車間距離をとって、視界を確保しながら走行して欲しい。

(3) 駐在所に関する意見等について

委 員： 今年3月まで、毎月1日、15日、毎週金曜日に下増田小学校前交差点で下増田駐在所員と朝の児童生徒の見守り活動をしており、交通違反者に声を掛けると反感を買うこともあるため、指導権限がない指導隊員にとって、警察官と一緒に活動できたことは心強く思っていた。自転車の交通違反が数多く見受けられることから、1ヶ月に1回位でも一緒に活動できないか伺いたい。

地域課長： 朝の見守り活動の回数が少なくなったという意見を受け、現在、下増田駐在所員2名が月曜日と金曜日を中心に、月に4回程度見守り活動を実施しており、今後も毎月1日、15日に合わせて見守り活動をしていく。

委 員： 4月から駐在所員が泊まらずに通いとなり、閉まっていることも多い。地域のコミュニケーションがなくなるのではないかと思う。

署 長： みなさんと連携しながらまちづくりをしていきたいと考えているので、いつでも遠慮なく言って欲しい。

(4) 特殊詐欺被害に関する意見等について

委 員： 一人暮らしのお年寄り等高齢者を狙った国際的な詐欺グループを摘発して壊滅させ、正直で愚直

議 事 概 要	な人が被害を被ることのない平穏な日常を取り戻して頂きたい。 刑事課長： 現在、県警をあげて特殊詐欺対策に取り組んでおり、あらゆる機会を通じて情報を収集し、被疑者検挙するとともに、被害に遭わないためにコンビニや金融機関と連携した「高齢者に対する声かけ」を強化していきたい。 委 員： 特殊詐欺グループと暴力団は関係があるのか。 刑事課長： 特殊詐欺グループと暴力団はどこかで繋がっていて金が暴力団に流れているという関係にある。トクリュウの把握、つながりがあると思われる暴力団組織を捜査して検挙していきたい。 (5) 宮城県警察学校に関する要望について 委 員： 宮城県警察学校の視察が可能か伺いたい。 警務課長： 警察学校の視察は可能であるとの回答であり、今後、警察署協議会での宮城県警察学校の視察等を検討したい。 5 質疑応答 委 員： 耳が聞こえない方でも分かるように変更された緊急自動車の回転灯はどのような機能になっているのか。 署 長： これまでの点灯よりも緩やかに点灯して耳が不自由な人が目で見て分かるような機能になっている。次回の協議会において、どのように区別できるのか写真等で示したい。 6 次回の開催予定 警務課長： 次回協議会は、令和7年10月に開催する。
---------	--